

臭気調査結果（令和元年度～５年度）

調査年度	調査事業所	業種	調査結果	基準値	対応策等
令和元年度	o 事業所	医療関連サービス業	敷地境界臭気指数 10 未満 排出口臭気指数 17	敷地境界臭気指数 12 排出口臭気指数 20	基準値に適合。
令和2年度	p 事業所	化学製品製造業	敷地境界臭気指数 10 未満 排出口臭気指数 29	敷地境界臭気指数 12 排出口臭気指数 30	基準値に適合。
令和3年度	q 事業所	食品製造業	敷地境界臭気指数 10 未満 排出口臭気指数 24	敷地境界臭気指数 12 排出口臭気指数 25	基準値に適合
令和4年度	e 事業所	化学製品製造業	敷地境界臭気指数 10 未満	敷地境界臭気指数 12	基準値に適合。
令和5年度	g 事業所	窯業・土石製品製造業	臭気排出強度 $0.9 \times 10^5 \text{ m}^3 \text{ N/h}$	臭気排出強度 $2.7 \times 10^5 \text{ m}^3 \text{ N/h}$	基準値に適合。

※ 排出口の評価基準は、排出施設の高さにより異なります。

※ 排出口の高さが 15 メートル以下の場合は臭気指数で評価し、許容される臭気指数は、排出施設の高さ、口径、近くの建築物高さにより個々に異なります。

※ 排出口の高さが 15 メートルを超えると臭気排出強度（排出ガス量 × 臭気濃度（臭気指数を希釈倍数に割り戻した値））で評価します。

許容される臭気排出強度は、排出施設の高さ、口径、排ガス量、近くの建築物の高さにより、個々に異なります。